

派遣職員等の人事考課の実施に関する要綱

平成28年 3月31日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市職員人事考課実施規程（平成28年防府市訓令第2号。以下「規程」という。）第3条ただし書きに基づき、同条第2号に定める職員（以下「派遣職員等」という。）の人事考課を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(考課内容)

第2条 派遣職員等の人事考課は、規程に基づいて行う。ただし、規程第2条第2号に定める業績考課のうち、職員があらかじめ設定した業務目標の達成度については、行わない。

(考課の方法)

第3条 1次考課者は、派遣職員等の人事考課にあたって、電話その他の手段により、当該職員が派遣等をされている機関における派遣職員等の上司から報告を受けるなど、当該職員の勤務状況等を調査しなければならない。

2 1次考課者は、考課期間内において、必要に応じて面談又は電話等により派遣職員等との意思疎通を図り、指導、助言等を行うものとする。

3 人事考課の手続等に関する要綱第5条第1項に定める行動記録票は、派遣職員等については作成しないことができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。